

以下の如く、各海上保安本部長より別紙の通り示達ありましたので関係法令の遵守と安全運航にご留意されますようお願い申し上げます。

- ① 第三管区海上保安本部長より、東京湾海上交通センターに対する位置通報の励行等について
- ② 第三管区海上保安本部長より、港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う行政指導の改正について
- ③ 第四管区海上保安本部長より、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年法律第69号）の施行に伴う位置通報等の指導について
- ⑤ 第七管区海上保安本部長より、関門海峡海上交通センターに対する位置通報の励行と連絡の保持について

平成22年7月5日  
全国海運組合連合会

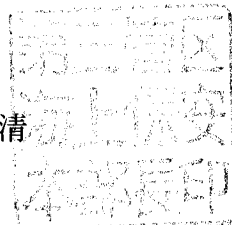
三交安第46号の2  
平成22年6月30日



全国海運組合連合会会長 殿

第三管区海上保安本部長

牛島 清



東京湾海上交通センターに対する位置通報の励行等について  
時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当庁が行っております航行安全業務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝しております。

さて、昨年7月に公布されました「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が本年7月1日に施行されますが、同改正に伴い、東京湾海上交通センターにおいては、これまで実施してきました情報提供に加え、航行船舶に対する交通方法の是正などの勧告、視界不良時における長さ160メートル以上の船舶等に対する航路外での待機指示等の業務を実施していくこととしております。

これら、危険回避のための情報提供、勧告及び指示を行うにあたっては、通航船舶の動静把握が必要不可欠であります。

今般の法改正により、東京湾海上交通センターが一定の海域で行う情報提供等は基本的に長さ50メートル以上の船舶を対象としていますが、このうちAIS非搭載船については動静把握が困難なことから、新たに位置通報をお願いすることとし、また、潜水艦なだしおと遊漁船第一富士丸の衝突事故を契機として位置通報をお願いしている総トン数100以上で最大搭載人員30人以上の船舶についても、引き続き動静把握のための通報の依頼をさせていただきたいと考えております。

つきましては、貴傘下の関係各位に対し、別紙「位置通報等について」のとおり、位置通報の励行と連絡の保持について周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、「東京湾海上交通センターの業務拡充について」(昭和52年4月21日付三警航第88号)及び「東京湾海上交通センターとの情報交換の励行について」(平成元年3月24日付三警航第113号、三水監第84号、三灯監第86号)については、平成22年7月1日をもって廃止します。

## 位置通報等について

- 1 通報を行う船舶  
(1) 長さ50メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）。  
(2) 総トン数100トン以上であって、最大搭載人員が30人以上の船舶。
- 2 通報を行時期  
最初に通過する位置通報ラインに達したとき。
- 3 通報の方法及び通報事項  
通報は、原則としてVHF無線電話又は電話により次の事項を東京湾海上交通センターに通報することとする。  
(1) 船名及び呼出符号  
(2) 現在位置又は位置通報ラインの略称及び通過時刻  
(3) 行き先
- 4 通報を行う時期  
位置通報時期は、下表の位置通報ラインを通過したときとする。

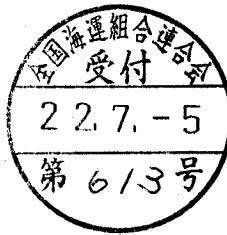
位置通報ラインの名称	略称	位置
浦賀水道航路 南口	USライン	浜金谷港防波堤灯台（北緯35度10分15秒、東経139度48分58秒）から270度に陸岸まで引いた線
木更津航路	KWライン	木更津港第五号灯浮標（北緯35度23分21秒、東経139度49分51秒）から同第六号灯浮標（北緯35度23分08秒、東経139度49分42秒）を経て210度に木更津港境界線まで引いた線
千葉沖	TWライン	千葉灯標（北緯35度34分05秒、東経140度02分45秒）から225度15, 900メートルの地点まで引いた線
東京湾北部	BNライン	千葉灯標（北緯35度34分05秒、東経140度02分45秒）から東京灯標（北緯35度33分58秒、東経139度49分41秒）を経て269度30分、2,600メートルの地点まで引いた線
川崎扇島沖	KEライン	東燃ゼネラル石油扇島東シーバース灯（北緯35度29分11秒、東経139度47分07秒）から90度9,900メートルの地点まで引いた線
本牧沖	HEライン	本牧船舶通航信号所（北緯35度26分20秒、東経139度41分23秒）から90度8,400メートルの地点まで引いた線
浦賀水道航路 北口	UNライン	東京湾中ノ瀬B灯標（北緯35度22分50秒、東経139度43分04秒）から270度に陸岸まで引いた線
浦賀水道航路 西側	UWライン	横須賀港東北防波堤東灯台（北緯35度19分09秒、東経139度40分31秒）から猿島北端まで引いた線

- 5 東京湾海上交通センターとの連絡の保持  
VHF無線電話（CH16、156.8MHz）を備える船舶は、東京湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

三交安第47号の2

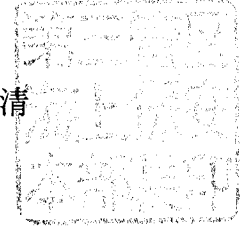
平成22年6月30日

全国海運組合連合会会長 殿



第三管区海上保安本部長

牛島 清



港則法及び海上交通安全法の一部改正に伴う行政指導の改正について  
時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、当庁が行っております航行安全業務に関しまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝いたします。

さて、これまで東京湾において発生した大規模海難等を契機に、船舶交通の安全を図るため種々の行政指導を行ってきたところですが、今般の港則法及び海上交通安全法の一部改正により、基本的な航法で今後も必要なもの、安全対策として確立されているもの等については法制化されました。

当本部におきましては、これを機に、これまでの行政指導事項を見直し、別添のとおり改正することとしましたので、貴傘下の関係各位に対し周知いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、参考までに今後の東京湾における行政指導事項をまとめたものを送付します。

また、海上保安庁ホームページでもご確認いただけますので、併せて周知いたします。

〔海上保安庁ホームページアドレス〕 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

1 東京湾における船舶交通の安全確保について（昭和55年11月20日  
三警航第224号）

- 3 「航路出入口付近における航法」中(1)(3)を削除する。  
(4)を「中ノ瀬西側海域に錨泊しようとする船舶は、東京湾中ノ瀬西方第三号、第二号、及び第一号の各灯浮標を結んだ線から1,000m以上離して錨泊すること。」に改正する。
- 4 「追い越し制限」を削除する。
- 6 「狭視界時における航路入航制限」を削除する。
- 7 中、「航路航行制限時」を「航路外での待機指示発令時」に改め、「航路の航行制限がおこなわれている」を「航路外での待機指示が発令されている」に改める。
- 10 「タンカーの安全対策確約書の提出」を削除する。
- 11 「航路通報及び変更通報」を削除する。
- 12 「位置通報」を削除する。
- 13 「東京湾海上交通センターとの連絡保持」中(1)を削除し、(2)「有する」を「備える」に改め、「情報を伝達することがあるので、レーダーサービスエリア内を航行中VHF電話を聴守」を「航行の安全に関する情報が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持」に改める。
- 14 「交通情報等について」を削除する。

2 浦賀水道航路における船舶交通の安全確保について（平成元年9月11日  
三警航第359号）

本文及び別添中「概ね総トン数1万トン以上」を「長さ160メートル以上」に改める。

3 京浜港（東京区）沖合い海域及び東京湾アクアライン付近海域に  
おける新たな航行方法等の指導について（平成19年5月1日三交安第  
26号

Ⅲ 1 (2) (3) (4) (5) 及びⅢ 2 を削除する。

4 東京湾中ノ瀬西側海域における航法について（平成20年12月26日三交  
安第123号）

廃止する。

# 東京湾における船舶交通の安全確保について

(昭和 55 年 11 月 20 日三警航第 224 号)

## 1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

- (1) 外国船舶
- (2) 運航経験及び入湾実績が十分でない船長が乗船する日本船舶

## 2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

## 3. 航路出入口付近海域における航法

~~(1) 本更津港を出港して、中ノ瀬航路北口付近を航行する船舶は、本更津港沖灯浮標を左げん側に見て航過すること。~~

~~(2) (1) 東京方面から川崎沖を南航する船舶は、川崎航路第 2 号灯浮標から東側に 1,000m 以上離して航過すること。~~

~~(3) 中ノ瀬西側海域を南航する船舶は、東京湾中ノ瀬 D、C 及び B の各灯浮標結んだ線から 1 海里以内の海域にはできる限り錨泊しないこと。~~

~~(3) (2) 中ノ瀬西側海域に錨泊しようとする船舶は、東京湾中ノ瀬 D、C 及び B の各灯浮標を結んだ線から 1 海里以内の海域にはできる限り錨泊しないこと~~西方第三号、第二号、及び第一号の各灯浮標を結んだ線から 1,000m 以上離して錨泊すること。

~~(4) (3) 浦賀水道航路を出航する南航船は、航路出口付近において航路に入る船舶の進路を妨げるような大角度の変針等を行わないこと。~~

~~(4) (4) 劔埼沖を航過して浦賀水道航路に入航する船舶は、南航路と航路入口付近において交差しないよう湾口中央付近を航行すること。~~

## 4. 追い越しの制限

~~巨夫船等及び総トン数 10,000 トン以上の船舶(巨夫船等を除く。)は航路内において、やむを得ない場合を除き、総トン数 500 トン以上の船舶を追い越さないこと。~~

## 54. 速力の制限

船舶は航路外の湾内水域においても高速力で航行しないこと。

## 65. 狭視界時における航路入航制限

海上交通安全法により指示する以外の総トン数 10,000 トン以上の船舶は、航路付近の視程が 1,000m 以下となった場合は航路へ入航しないこと。

## 76. 航路航行制限時航路外の待機指示発令時の待機場所

視界不良などにより航路の航行制限がおこなわれている航路の待機指示が発令されている場合、入湾時にあってはできる限り湾外で、また、出湾時にあってはできる限り通航船舶の少ない海域で待機すること。

## 87. 自動操舵装置の使用制限

東京湾内を航行する場合は、自動操舵装置を使用せず、手動操舵により航行する

## 98. 緊急用えい索の準備

海上交通安全法に定める危険物積載船は船首及び船尾に、それぞれ次の要件を満たす緊急用えい索（FIRE WIRE）及び補助ロープを備え置くこと。

- (1) えい索は先端を環状にしたワイヤーロープで、本船をえい航できる強度があり、かつ、水面まで十分達する長さのものを船上にコイルしておくこと。
- (2) 補助ロープは上記のワイヤーロープを水面まで引き出すのに十分な強度があり、先端を環状にし、航行に支障のない範囲でげん外にできる限り低く垂らすこと。

## 10. ~~タンカーの安全対策確約書の提出~~

~~2万重量トンを超える大型タンカーが貨物を積載して東京湾に始めて入湾使用とする場合及び総トン数2万5千トン以上の液化(石油・天然)ガスタンカーを本邦に就航させる場合には、安全対策確約書を提出し、その記載事項を遵守すること。~~

## 11. ~~航路通報及び変更通報~~

- ~~(1) 総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)は、巨大船に準じて航路通報及び変更通報を東京湾海上交通センターに行うこと。~~
- ~~(2) 航路通報の際、次の事項も併せて通報すること。~~
  - ~~イ. 住向港(港内)の定まっている船舶にあっては、住向港とその港区各口。~~
  - ~~ロ. パイロット手配の有無~~
  - ~~ハ. 特別消防設備船の待機配置手配の有無~~

## 12. ~~位置通報等~~

~~巨大船等、巨大船等以外の総トン数10,000トン以上の船舶及び旅客船(カーフェリーを含む)は、東京湾に入出湾し、又は湾内を移動する場合、最初の位置通報ラインに達したを通過した時に位置通報を東京湾海上交通センターに行うこと。~~

## 139. 東京湾海上交通センターとの連絡保持

- ~~(1) 巨大船等、総トン数10,000トン以上の船舶(巨大船等を除く。)及び旅客船(カーフェリーを含む。)は、航路出航後も東京湾海上交通センターからの情報を伝達することがあるので、レーダーサービスエリア内を航行中、センターとVHF電話(CH16, 156.8MHz)による連絡を保持すること。~~
- ~~(2) VHF電話(CH16, 156.8MHz)を有する備える船舶は、東京湾海上交通センターから情報を伝達することがあるので、レーダーサービスエリア内を航行中、VHF電話を聴守すること。航行の安全に関する情報が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。~~

## 14. ~~交通情報等について~~

~~航路に入出する船舶は、次の方法により東京湾海上交通センターが提供する巨大船等の航路通航予定及び航路状況等の情報入手に努め、航路通航予定時刻の調整、~~

~~早期避泊等の安全措置を講ずること。~~

~~(1) 定時放送~~

~~放送時間 毎時の00分から15分までと30分から45分まで~~

~~周波数 1,665kHz~~

~~注) 緊急な情報のつど臨時放送を行います。~~

~~この放送はラジオ受信機で受信できます。~~

~~(2) テレホンサービス~~

~~TEL 0468-43-0621~~

~~注) 加入電話、又は船舶電話で聞くことができます。~~

~~(3) 個別情報~~

~~東京湾海上交通センターへ次の方法により問い合わせください。~~

~~イ VHFの場合~~

~~呼出名称 とうきょうマース~~

~~呼出周波数 VHF電話 (16ch, 156.8MHz)~~

~~通話周波数 VHF電話 (14ch, 156.7MHz, 22ch, 161.7MHz)~~

~~ロ 船舶電話の場合~~

~~TEL 0468-43-8622~4~~

4510. 海図等の備付け

東京湾に入出する船舶は、少なくとも次の海図等を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図等の番号 (海上保安庁刊行及び日本水路協会発行)

W90 東京湾

W1061 東京湾北部

W1062 東京湾中部

W1081 浦賀水道

H-301A (英文 H-301B) 東京湾南部海上交通情報図



## 浦賀水道航路における船舶交通の安全確保について

(平成元年9月11日付・三警航第359号)

平成元年8月3日夕刻、浦賀水道航路において船舶間の多重衝突事故が発生したことにかんがみ、同航路における船舶交通の安全を図ることとし、~~概ね総トン数1万トン~~長さ160メートル以上の船舶は、同航路を航行するに当っては下記によること。

### 記

~~概ね総トン数1万トン~~長さ160メートル以上の船舶（以下「船舶」という。）は、浦賀水道航路（以下「航路」という。）における午後4時から午後8時までの間（船舶交通のふくそうする時間帯）、次の航行をしないこと。

- 1 航路の西側海域から航路を横断する航行
- 2 航路を横切って航路の西側海域に出る航行

ただし、船舶は、やむを得ない事由のため上記1及び2の航行をしようとするときは、次に掲げる事項を励行し、安全を確認した上で航行すること。

- ① 海上交通センターとの緊密な連絡による航路状況の把握
- ② 海上交通ルール（特に海上交通安全法に基づく航法及び行先信号の表示）の忠実な遵守
- ③ 適切な見張りの実施
- ④ 安全な速力による航行
- ⑤ 進路警戒船及び曳船等の有効活用
- ⑥ 国際VHF無線電話（16ch）のできる限りの聴取

京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域  
における新たな航行方法等について  
（平成19年5月1日付・三交安第26号）

東京国際空港D滑走路建設工事に係る工事区域の拡大に伴い、京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域における船舶交通の安全を確保するため、平成19年8月1日から同海域における船舶の航行方法等を次のとおりとする。

I 用語の定義

- ・「制限区域」 平成19年5月1日付京浜港長公示第19-107号により東京西航路南口に接続して設置される船舶交通の制限区域をいう。
- ・「東京湾アクアライン線」 別図の①及び②の地点を結んだ線をいう。
- ・「東京湾アクアライン東水路」 別図の③、④、⑤、⑥により囲まれた海域をいう。

II 京浜港（東京区）沖合海域

1 「東京沖灯浮標」周辺の航行方法

(1) 次に掲げる船舶（以下「対象船舶」という。）は、制限区域の南東沖1海里的の地点に設置される「東京沖灯浮標」を左舷側に見て航過すること（但し、東京国際空港D滑走路建設工事の工事区域に出入域する工事関係船舶を除く。）。

ア 東京湾アクアライン東水路を航行後、京浜港（東京区）に入港しようとする船舶

イ 京浜港（東京区）を出港後、東京湾アクアライン線を横切る船舶（但し、東京東航路を出航し、「東京沖灯浮標」の東側海域を同灯浮標から1海里以上離して航過する船舶は除く。）

(2) 対象船舶以外の船舶は、「東京西第一号灯浮標」、「東京西第二号灯浮標」、「東京沖灯浮標」により囲まれた海域を航行するときは、「東京沖灯浮標」を右舷側に見て航過しないこと。

2 錨泊自粛区域

船舶は、「東京沖灯浮標」を中心とする半径1海里以内の海域には錨泊しないこと。

III 東京湾アクアライン付近海域

1 東京湾アクアライン東水路の航行方法

(1) 次に掲げる船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行すること。なお、次に掲げる船舶以外の船舶も、できる限り東京湾アクアライン東水路を航行すること。

- ア 中ノ瀬航路を出航後、東京湾アクアライン線を横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶
- イ 「中ノ瀬航路第八号灯標」と別図の⑥の地点を結んだ線及び東京湾アクアライン線を順に横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶
- ウ ア及びイ以外の東京湾アクアライン線を横切って航行しようとする総トン数1万トン以上の船舶（鶴見航路を航行せずに京浜港川崎区に入出港する船舶を除く。）

~~(2) 船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行するときは、東京湾東水路中央第一号灯標、同第二号灯標及び同第三号灯標（以下「中央灯標」という。）を左舷側に見て航行すること。~~

~~(3) 東京湾アクアライン東水路をこれに沿って北の方向に航行する船舶は、千葉港方面に向かって航行するときは、できる限り、中央灯標から遠ざかり、また、京浜港（東京区）方面に向かって航行するときは、できる限り、中央灯標に近寄って航行すること。~~

~~(4) 東京湾アクアライン東水路をこれに沿って南の方向に航行する船舶は、千葉港方面から航行するときは、できる限り、中央灯標に近寄って、また、京浜港（東京区）方面から航行するときは、できる限り、中央灯標から遠ざかって航行すること。~~

~~(5) 「東京湾アクアライン海ほたる西方灯標」と海ほたるロープ式緩衝工西端との間の海域（以下「斜路部水路」という。）を航行する船舶は、斜路部水路の海底地形及び水深を的確に把握し航行すること。~~

## ~~2 東京湾アクアライン橋梁部海域の航行方法~~

~~(1) 南の方向に航行する船舶は、東京湾アクアライン海ほたるから5番目の橋脚（P5）と7番目の橋脚（P7）の間の可航水域を航行すること。~~

~~(2) 北の方向に航行する船舶は、東京湾アクアライン海ほたるから7番目の橋脚（P7）と9番目の橋脚（P9）の間の可航水域を航行すること。~~

## 3.2 錨泊自粛区域

船舶は、東京湾アクアライン東水路及びその周辺海域（別図の④、⑦、⑧、⑤により囲まれた海域）には錨泊しないこと。

以上

## ○ 浦賀水道航路及び中ノ瀬航路並びに付近海域

第三管区海上保安本部は、次の航行安全指導等を行っている。

### 1. 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

- (1) 外国船舶
- (2) 運航経験及び入湾実績が十分でない船長が乗船する日本船舶

### 2. 進路警戒船等の配備

航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

### 3. 航路出入口付近海域における航法

- (1) 東京方面から川崎沖を南航する船舶は、川崎航路第二号灯標から東側に、1,000メートル以上離して航過すること。
- (2) 中ノ瀬西方海域に錨泊しようとする船舶は、東京湾中ノ瀬西方第三号、第二号、第一号の各灯標及び浦賀水道航路中央第六号灯浮標を結んだ線から1,000メートル以上離して錨泊すること。
- (3) 浦賀水道航路を出航する南航船は、航路出口付近において航路に入る船舶の進路を妨げるような大角度の変針等を行わないこと。
- (4) 劔埼沖を航過して浦賀水道航路に入航する船舶は、南航船と航路入口付近において交差しないよう湾口中央付近を航行すること。

### 4. 浦賀水道航路における船舶交通の安全確保

長さ160メートル以上の船舶は、午後4時から午後8時までの間、次の航行をしないこと。

- (1) 浦賀水道航路の西側海域から同航路を横断する航行
- (2) 浦賀水道航路を横切って航路の西側海域にでる航行  
ただし、止むを得ない事由のため上記(1)及び(2)の航行をしようとするときは、次に掲げる事項を励行し、安全を確認した上で航行すること。
  - ① 海上交通センターとの緊密な連絡による航路状況の把握
  - ② 海上交通ルール（特に海上交通安全法に基づく航法及び行先信号の表示）の忠実な遵守
  - ③ 適切な見張りの実施
  - ④ 安全な速力による航行
  - ⑤ 進路警戒船及びえい船等の有効活用

### 5. 速力の制限

船舶は、航路外の湾内水域においても高速力で航行しないこと。

### 6. 通航時間の制限（海上交通安全法第23条に基づく指示）

- (1) 危険物積載船で総トン数50,000トン（積載している危険物が液化ガスである場合

にあつては、総トン数 25,000 トン) 以上の船舶は、日出 1 時間前から日没時までの間に浦賀水道航路に入ること。

ただし、積載している危険物が液化ガスである総トン数 25,000 トン以上の船舶は、進路警戒船及び消防設備船をそれぞれ（巨大船でない場合にあっては消防設備船のみ）配備するとともに、進路警戒船又は消防設備船に暗視双眼鏡等を搭載することにより、北航船は日没時から 05 時（日出時刻が 06 時以前の場合は日出 1 時間前）まで、南航船は 20 時から日出 1 時間前までの間においても航路に入ることができる。

(2) 長大物件えい航船等は、日出時から日没 1 時間前までの間に浦賀水道航路に入ること。

#### 7. 航路外での待機指示発令時の待機場所

視界不良などにより航路外での待機指示が発令されている場合は、入湾時にあってはできる限り湾外で、また、出湾時にあってはできる限り通航船舶の少ない海域で待機すること。

#### 8. 自動操舵装置の使用制限

東京湾内を航行する場合は、自動操舵装置を使用せず、手動操舵により航行すること。

#### 9. 緊急用えい索の準備

海上交通安全法に定める危険物積載船は、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索（FIRE WIRE）を即時使用可能な状態に準備すること。

#### 10. 位置通報等（第 1 図参照）

長さ 50 メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）及び総トン数 100 トン以上であつて最大搭載人員が 30 人以上の船舶は、東京湾に入出湾し、又は湾内を移動する場合、最初の位置通報ラインを通過した時に位置通報を東京湾海上交通センターに行うこと。

#### <通 報 事 項>

イ 船名及び呼出符号

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時 24 時制）

ハ 行き先

#### 11. 東京湾海上交通センターとの連絡保持

(1) V H F 無線電話（CH16, 156.8MHz）を備える船舶は、東京湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

#### (2) 霧通報

浦賀水道の視程が 2,000 メートル以下になった場合、次の機関により随時放送しています。

第三管区海上保安本部 F3E 156.6MHz (CH12) 日本語（必要に応じ英語）  
（よこはまほあん）

12. 海図等の備付け

東京湾に入出する船舶は、少なくとも次の海図等を備え、最新の港湾事情を事前に把握しておくこと。

海図等の番号（海上保安庁刊行及び日本水路協会発行）

W90	東京湾
W1061	東京湾北部
W1062	東京湾中部
W1081	浦賀水道
H-301AW	東京湾南部海上交通情報図
H-302AW	東京湾北部海上交通情報図

## 京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域における新たな航行方法等について

### I 用語の定義

- ・「制限区域」 平成19年5月1日付京浜港長公示第19-107号により東京西航路南口に接続して設置される船舶交通の制限区域（制限区域図参照）をいう。
- ・「東京湾アクアライン線」 別図の①及び②の地点を結んだ線をいう。
- ・「東京湾アクアライン東水路」 別図の③、④、⑤、⑥により囲まれた海域をいう。

### II 京浜港（東京区）沖合海域

#### 1 「東京沖灯浮標」周辺の航行方法

- (1) 次に掲げる船舶（以下「対象船舶」という。）は、制限区域の南東沖1海里的地点に設置される「東京沖灯浮標」を左舷側に見て航過すること（但し、東京国際空港D滑走路建設工事の工事区域に出入域する工事関係船舶を除く。）

ア 東京湾アクアライン東水路を航行後、京浜港（東京区）に入港しようとする船舶

イ 京浜港（東京区）を出港後、東京湾アクアライン線を横切る船舶（但し、東京東航路を出航し、「東京沖灯浮標」の東側海域を同灯浮標から1海里以上離して航過する船舶は除く。）

- (2) 対象船舶以外の船舶は、「東京西第一号灯標」、「東京西第二号灯標」、「東京沖灯浮標」により囲まれた海域を航行するときは、「東京沖灯浮標」を右舷側に見て航過しないこと。

#### 2 錨泊自粛区域

船舶は、「東京沖灯浮標」を中心とする半径1海里以内の海域には錨泊しないこと。

### III 東京湾アクアライン付近海域

#### 1 東京湾アクアライン東水路の航行方法

次に掲げる船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行すること。なお、次に掲げる船舶以外の船舶も、できる限り東京湾アクアライン東水路を航行すること。

- (1) 中ノ瀬航路を出航後、東京湾アクアライン線を横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶

- (2) 「中ノ瀬航路第八号灯標」と別図の⑥の地点を結んだ線及び東京湾アクアライン線を順に横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶

- (3) ア及びイ以外の東京湾アクアライン線を横切って航行しようとする総ト

ン数1万トン以上の船舶（鶴見航路を航行せずに京浜港川崎区に入出港する船舶を除く。）

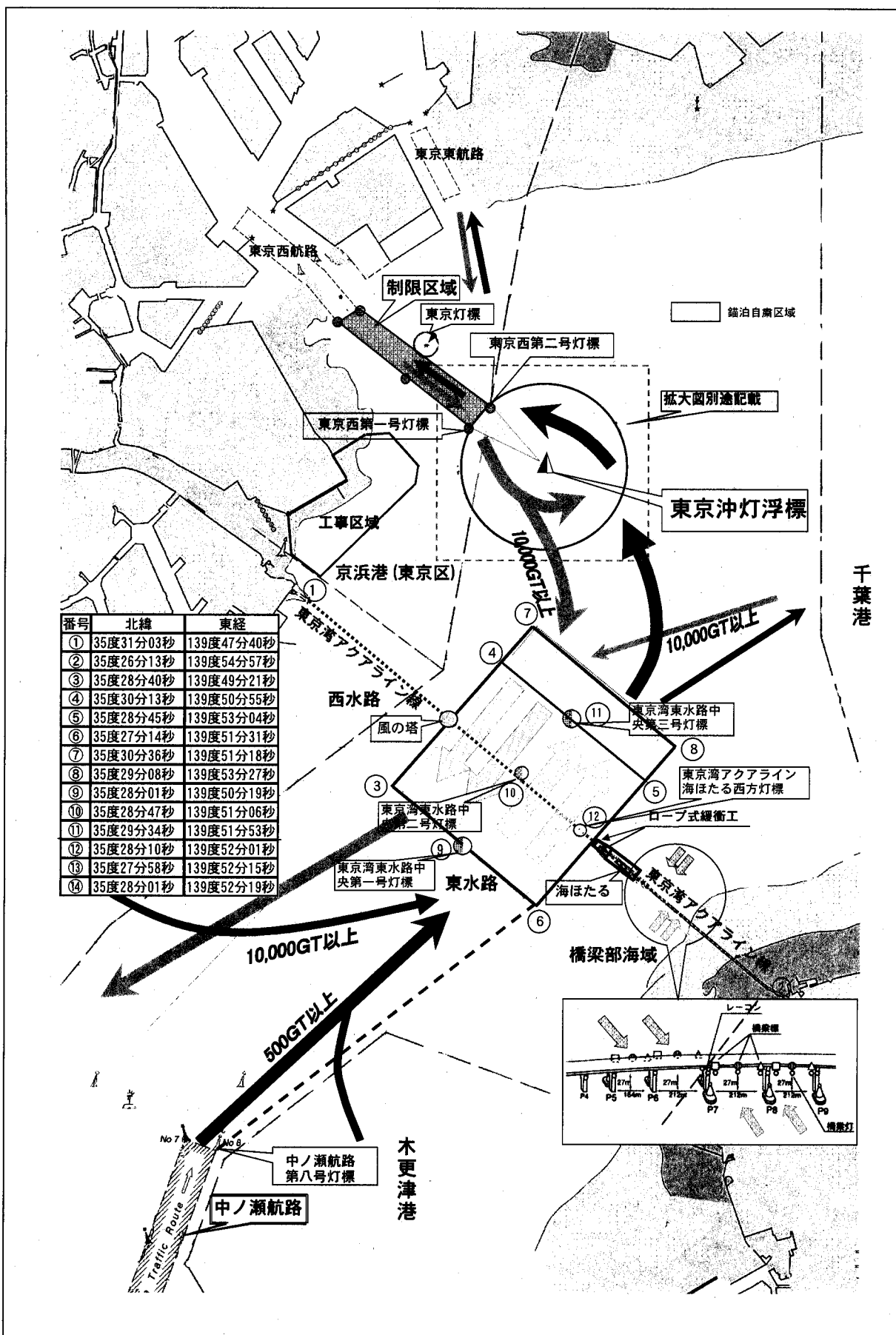
## 2 錨泊自粛区域

船舶は、東京湾アクアライン東水路及びその周辺海域（別図の④、⑦、⑧、⑤により囲まれた海域）には錨泊しないこと。

以上



京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域における航行経路図



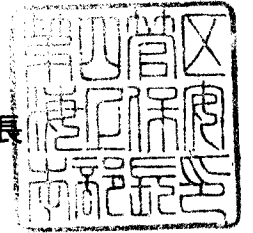


四交安第25号  
平成22年6月29日

全国海運組合連合会会長 殿



第四管区海上保安本部長



港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年法律第69号）の施行に伴う位置通報等の指導について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当庁が行っております航行安全業務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝しております。

さて、昨年7月に公布されました「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」が本年7月1日に施行されますが、同改正に伴い、伊勢湾海上交通センターにおいては、これまで実施してきました情報提供に加え、航行船舶に対する交通方法の是正などの勧告等の業務を実施していくこととしております。

これら危険回避のための情報提供や勧告、指示を適切に行うにあたっては、通航船舶の船名等の把握が必要不可欠となります。

つきましては、今般の改正に併せ、別紙のとおり位置通報等の協力をお願いいたく貴傘下の関係各位に対し、位置通報の励行と連絡の保持について周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

## 別紙

## 位置通報等の指導内容

## 1 位置通報

長さ50メートル以上の船舶及び長さ100メートル以上の物件えい航船等（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）は、最初の位置通報ラインを通過した時に、位置通報を伊勢湾海上交通センターに行うこと。

※ 長さ100メートル以上の物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が100メートル以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶

## (1) 通報事項

## イ 船名

ロ 現在位置又は通過した位置通報ラインの略称及び通過時刻（日本標準時24時制）

## (2) 位置通報ラインの名称及び略称並びに位置

名称	略称	位置
伊勢湾口南	ISライン	石鏡灯台から90° 20.5kmの地点まで引いた線
伊勢湾口東	IEライン	大山三角点から180° 17.7kmの地点まで引いた線
中山水道東	NEライン	立馬崎灯台から佐久島南端まで引いた線
師崎水道南	MSライン	佐久島南端から羽豆岬まで引いた線
伊勢湾口北	INライン	豊浜港中洲沖防波堤西灯台から217° 11.1kmの地点まで引いた線
伊勢湾口西	IWライン	答志島西端から50° 13.3kmの地点まで引いた線
菅島水道東	SEライン	菅島東端から答志島南東端まで引いた線

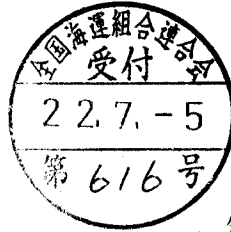
## 2 伊勢湾海上交通センターとの連絡保持

VHF無線電話（CH16, 156.8MHz）を備える船舶は、伊勢湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、伊勢湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

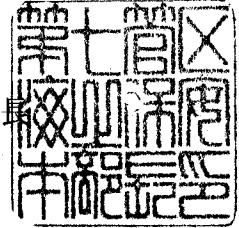
また、CH16がふくそうしている際には、伊勢湾海上交通センターよりCH13にて呼び出しを行う場合があるので、CH13を備えている船舶はCH16の聴守に合わせて、CH13を聴守すること。

七交安第36号  
平成22年6月29日

全国海運組合連合会会長 殿



第七管区海上保安本部



関門海峡海上交通センターに対する位置通報の励行と連絡の保持について  
謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、海上保安行政に対するご理解ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第七管区海上保安本部においては、平成元年6月に関門海峡海上交通センターを設置し、船舶交通の安全に必要な情報の提供等の業務を実施しているところですが、本年7月1日から「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」（平成21年法律第69号）が施行されることに伴い、同センターが提供している情報の聴取が一部船舶において義務化されるとともに、交通方法の是正などの勧告、関門航路等が視程500メートル以下となった場合や早鞆瀬戸において最低速力を確保できない場合における航路外待機の指示等を行うこととしています。

これら危険を防止するための情報提供や勧告、指示を迅速かつ円滑に行うには、同センターと対象となる船舶とのVHF無線電話等による連絡の保持が必要不可欠であり、これまでご協力いただいていた船舶から同センターへの位置通報を別紙のとおり改正し、関係の皆様のご理解をいただき、関門海域における船舶交通の更なる安全性の向上を図っていきたいと考えております。

つきましては、位置通報の励行と連絡の保持について、貴団体傘下の関係の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

謹言

